

平戸市農業委員会第7回総会議事録

■開催日時：令和2年10月26日（月）9時30分～10時30分

■開催場所：平戸市役所3階会議室

■農業委員：19人中19人出席
※委員名簿は議事録末に添付

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 林事務局長 橋口総務農地班長 山本主任主事 大石主任主事

■関係課 村瀬農林課主任主事

■書記の職氏名 職氏名：林事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願について

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第37号 非農地通知申出について

議案第38号 第7回農用地利用集積計画（案）について

議案第39号 第3回農用地利用配分計画（案）に対する意見について

報告第18号 農地法第3条の規定による許可について

報告第19号 農地法第5条第1項第8号の規定による転用届について

報告第20号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

報告第21号 使用貸借解約通知書について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和2年度平戸市農業委員会第7回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、丸田会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>委員の皆様、おはようございます。本日は第7回総会を開催したところご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>先の台風9号・10号では、大変な被害をもたらしたようですが、皆様はどうだったでしょうか。早く復旧ができるよう願っているところでございます。また、農機具の事故がありまして山中町でトラクターの転落事故がありまして大変痛ましいものでした。このような事故が起きないように十分な注意をお願いしたい。</p> <p>今日は総会終了後、午後から農業会議他、研修会を予定しております。毎年8月に佐世保市で予定しておりましたが、コロナの関係もあり各市町で個別に行うことになったものです。みなさまの参加をお願いします。</p> <p>本日は、議案が6件、報告が4件となっております。最後までご審議いただけるようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日、欠席のご連絡をいただいた委員はおりません。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして丸田会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</p> <p>それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に16番、17番委員、書記に事務局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。</p>

会長	<p>■日程第4 会務報告</p> <p>次に日程第4、10月の会務報告及び11月の会務予定について事務局が報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは10月の主な会務報告をいたします。(10月会務報告を報告)</p> <p>次に11月の行事予定を申し上げます。(11月会務予定を報告)</p> <p>以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>それでは次回、11月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を11月26日(木曜日)午後3時00分とし、場所は、平戸市役所において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を11月26日(木曜日)午後3時00分とし、場所は、平戸市役所において行うことといたします。</p> <p>次に日程5.議事にはいります。</p>
	<p>■日程第5 議事</p> <p>《議案34号 農地法第3条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 2-1ページをお願いします 整理番号1番</p> <p>譲渡人、譲受人については記載のとおり。 申請農地ですが、紐差町字火除、地目は畑で、地積277㎡ 自作で、譲受人の現在の耕作面積、8,389㎡、所有権移転した後の面積8,666㎡になり、紐差地区の下限面積50アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行ないます。</p> <p>整理番号2番</p> <p>譲渡人、譲受人については記載のとおり。 申請農地ですが、前津吉町字ナゴサ、地目は田で、地積935㎡、外1筆、計1,044㎡。 自作で、譲受人の現在の耕作面積、17,045㎡、所有権移転した後の面積18,089㎡になり、津吉地区の下限面積30アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を贈</p>

事務局	<p>与で行ないます。</p> <p>整理番号 3 番 譲渡人、譲受人については記載のとおり。 申請農地ですが、田平町下亀免字一関、地目は田で、地積 357 m²、外 8 筆、計 8,957 m²。 自作で、譲受人の現在の耕作面積、39,660 m²、所有権移転した後の面積 48,617 m²になり、田平地区の下限面積 50 アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 34 号を原案のとおり許可することで決定いたします。</p>
事務局	<p>《議案第 35 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願について》</p> <p>次に、「議案第 35 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 3-1 ページをお願いします。</p> <p>本案件は、農地の競売、公売の入札に農地を取得できないものが参加することを未然に防止するため、入札に参加する際、必要な書類として、今回、農地法第 3 条の許可を受けられることを証明するための証明書発行に係る審査になります。</p> <p>整理番号 1 番 出願人は記載のとおり、申請農地 東中山町字大橋、地目は田で 1,616 m²、自作で、出願人の現在の耕作面積 29,850.91 m²であり、下限面積 30 アールを超えております。事由については農業経営規模拡大のために新たに農地を取得したいため、備考欄に記載しておりますが、出願人は売却区分、2-2、を予定しております。</p> <p>本案件は、農地の競売、公売の入札に農地を取得できないものが参加することを未然に防止するため、入札に参加する際、必要な書類として、今回、農地法第 3 条の許可を受けられることを証明するための証明書発行に係る審査になります。</p> <p>今後の農地の利用計画ですが、水稻作付け、農家従事日数は 150 日以上であり、且つ、農機具等の所有状況等、農地法第 3 条の資格審査事項であります、全部効率利用要件を満たしており問題はない</p>

事務局	<p>と思われます。</p> <p>今回は、平戸市が実施する公売であり、チラシ等において周知がなされておりますが、公売方法については入札、公売日は令和2年11月6日となっております。</p> <p>(スライドによる説明)</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第35号を原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第35号を原案のとおり、許可することで決定いたします。</p> <p>《議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請」について、議事参与の関係がありますので、議事参与以外の分から説明をお願いします。議案中整理番号3番を除いた分について事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 4-1ページをお願いします。</p> <p>整理番号1番</p> <p>譲渡人、譲受人については、記載のとおり、申請農地ですが、宝亀町字小松、地目は畑で、1,318.47㎡、外1筆、計3,248.67㎡、用途は発電施設用地、農地種別は第2種農地、事由としましては、太陽光発電施設建設のため、契約については賃貸借権の設定を行いません。</p> <p>被害防除計画ですが、雨水については自然流下及び水路放流。また、周囲に農地もなく、日照、通風による周辺農地への影響はないものと思われます。備考欄に記載しておりますが、令和2年9月23日付けで農振農用地の除外手続きが完了しております。</p> <p>つづきまして、整理番号2番</p> <p>譲渡人、譲受人については、記載のとおり、申請農地ですが、田平町深月免字平原、地目は畑で、973㎡、用途は駐車場用地、農地種別は第2種農地、事由としましては、駐車場建設のため、契約につ</p>

事務局	<p>いては賃貸借権の設定を行ないます。</p> <p>被害防除計画ですが、雨水については自然流下。また、周囲に農地はなく日照、通風による周辺農地への影響はないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>(スライドによる説明)</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。</p>
5 番 委 員	<p>議案 36 号、整理番号 1 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 2 年 1 0 月 1 5 日午後 1 時頃から、中部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請人は市内で太陽光発電設備設置を手がけている業者で、平戸市内に太陽光発電設備設置を計画しているとのことでありました。</p> <p>申請地は、現在、耕作は行なわれておらず自己保全管理している農地でありました。また、その周辺域は昨年度から今年度にかけて、山林原野化しているとのことから、非農地申出により農地から外す手続き、また、農振農用地であったため、除外申請などの手続きも完了しているとのことでありました。</p> <p>雨水については、自然流下としておりますが地すべり地域でもあることから、下部に調整池を作り、その後、水路放流するとのことでありました。</p> <p>なお、申請地周辺の農地は、現在、耕作しておらず、施設の高さを 2.6 m 程度とするため、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われま</p> <p>す。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
4 番 委 員	<p>議案 36 号、整理番号 2 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 2 年 1 0 月 1 5 日午後 4 時頃から、田平地区農業委員、推進委員、申請人代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請人は市内で自動車部品工場を営んでいる業者で、工場周辺に従業員用の駐車場の建設を計画しているとのことでありました。</p> <p>申請地は、現在、耕作は行なわれておらず自己保全管理している農地でありました。</p> <p>雨水については、自然流下としており、申請地周辺の農地は、現在、耕作していないため、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われま</p> <p>す。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(質疑なし) 質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 36 号中 3 番を除いた分について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 36 号中 3 番を除いた分について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、同議案中 3 番を議題といたします。この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」規定に基づき、農業委員「榎屋 可恵」委員の退席を求めます。</p> <p>(榎屋委員退席)</p> <p>それでは、同議案中 3 番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 4-1 ページをお願いします。 整理番号 3 番</p> <p>譲渡人、譲受人については、記載のとおり、申請農地ですが、生月町里免字敷之坊、地目は田で、118 m²、外 2 筆、計 1,286 m²、用途は永代供養塔及び駐車場用地、農地種別は第 2 種農地、事由としましては、永代供養塔及び駐車場建設のため、契約については所有権を売買で移転します。</p> <p>被害防除計画ですが、雨水については自然流下及び水路放流。また、周囲に農地はありますが、日照、通風による周辺農地への影響はないものと思われまます。備考欄に記載しておりますが、令和 2 年 9 月 23 日付けで農振農用地の除外手続きが完了しております。</p> <p>(スライドによる説明)</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。</p>
<p>8 番委員</p>	<p>議案 36 号、整理番号 3 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 2 年 10 月 15 日午前 9 時 30 分頃から、生月地区農業委員、推進委員、申請人関係者、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請人は市内で寺院を営んでおり、寺社周辺に参拝者用の駐車場及び永代供養塔の建設を計画しているとのことでありました。</p> <p>申請地は、現在、耕作されている農地になります。雨水については、自然流下及び水路への放流となり、申請地周辺の農地は、耕作されて</p>

8 番委員	<p>おりますが、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われます。 ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 36 号中 3 番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 36 号中 3 番について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、「10 番 柵屋 可恵」委員の入場を求めます。</p> <p>(柵屋委員入場)</p>
	<p>《議案第 37 号 非農地通知申出について》</p> <p>次に、議案第 37 号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 5 - 1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 申出人は記載のとおり、申出を受けた土地について、木ヶ津町字赤松崎、地目は畑で、地積 1,093 m²、外 1 筆、計 1,156 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>つづきまして、整理番号 2 番 申出人は記載のとおり、申出を受けた土地について、生月町御崎字水島、地目は畑で、地積 753 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>(スライドによる説明)</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の提案説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。</p>
9 番委員	<p>議案 37 号整理番号 1 番の補足説明を行ないます。</p>

	<p>令和2年10月15日午後2時頃から、中部地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、周囲を山林などに囲まれており、従前より耕作されておらず、写真で見ていただいたとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
7 番 委 員	<p>議案 37 号整理番号 2 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和2年10月15日午前10時頃から、生月地区農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地の周辺は宅地及び山林などに囲まれており、また、所有者も市外に在住していることから、従前より耕作されておらず、写真で見ていただいたとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 37 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員 一 同	<p>「異議なし。」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 37 号について、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>《議案第 38 号 第 7 回農用地利用集積計画（案）について》</p> <p>次に、議案第 38 号「第 7 回農用地利用集積計画(案)」について、議事参与の関係がありますので、議事参与以外の分から説明をお願いします。議案中 22 番・23 番を除いた分について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案の説明は 6 ページになります。6 - 1 ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定になります。</p> <p>整理番号 1 番 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地、主師町宇山野、現況地目「田」、面積 512 m² 外 8 筆 計 6,660 m²</p> <p>設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 2 番および 3 番についてはご一読をお願いします。</p> <p>合計 新規 3 件 15 筆 13,628 m²となっています。</p>
事 務 局	<p>つづきまして、議案書 6 - 2 ページをお願いします。</p>

	<p>利用権設定各筆明細は、農地中間管理事業を介した使用貸借権の設定になります。</p> <p>整理番号4番 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、大石脇町町 字二本松、現況地目「田」、面積4,140㎡。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号5番から議案書6-4ページ 整理番号19番につきましてはご一読をお願いします。</p> <p>合計 再設定16件 筆数45筆 面積 81,771㎡となっています。なお、当該16件は平成28年に中間管理事業を利用して5年契約を行った土地であり、今年12月に契約期間満了により契約が解除されることから引き続き同一の貸し人、借り人において、また利用権の内容を前契約と同じ内容により利用権設定を行うものであるため、再設定での契約としております。</p> <p>つづきまして、議案書6-5ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通して貸借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号20番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地、大島村前平 字地蔵ノ元。現況地目「田」、面積1,350㎡ 設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>合計 新規1件 筆数1筆 面積 1,350㎡となっています。</p> <p>つづきまして、議案書6-5ページ下段をお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通して使用貸借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号21番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、生月町壱部 字船原。現況地目「田」、面積900㎡ 外1筆 計1,674㎡。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>小計 新規1件 筆数1筆 面積 1,674㎡となっています。</p> <p>集積計画の説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
委員一同	<p>質疑がありませんので、質疑を集結し採決に入ります。</p> <p>議案第38号中、22番・23番を除いた分について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 会長	<p>異議なしと認め、議案第38号中、22番・23番を除いた分について、原案のとおり決定いたします。</p>

	<p>次に、同議案中 22 番・23 番を議題とします。この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」規定に基づき、農業委員「蜜山 隆満」委員の退席を求めます。</p> <p>(蜜山委員退席)</p> <p>それでは、同議案中 22 番・23 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号 22 番及び 23 番について説明いたします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通して使用貸借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号 22 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地、生月町里免 字下堤、現況地目「田」、面積 1,494 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 23 番につきましてはご一読ください。</p> <p>小計 新規 2 件 筆数 2 筆 面積 2,277 m²となっています。</p> <p>農地バンクを通じた中間管理事業により使用貸借権を契約した農地全体の件数は、3 件、4 筆 3,951 m²となります。説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を集結し採決に入ります。</p> <p>同議案中、22 番・23 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>異議なしと認め、同議案中、22 番・23 番について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、「蜜山 隆満」委員の入場を求めます。</p> <p>(蜜山委員入場)</p>
事務局	<p>《議案第 39 号 第 3 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について》</p> <p>次に、議案第 39 号「第 3 回農用地利用配分計画(案)に対する意見」について、議事参与の関係がありますので、議事参与以外の分から説明をお願いします。議案中 16 番を除いた分について、事務局の説明を求めます。</p> <p>本議案は議案書 7 及び 7-1 ページまた、差し替えをお配りしてお</p>

	<p>ります7-2、7-3ページの資料により説明いたします。差し替えの理由といたしましては、同ページ中に議案書送付後に多岐にわたる誤記が見つかりましたので、やむをえず差し替えをさせていただいております。</p> <p>大変見づらく申し訳ありませんが、よろしくお願ひします。改めまして、7-1ページをお願ひします。</p> <p>設定する利用権の種類については、農地中間管理事業にかかる使用貸借権になります。</p> <p>整理番号1番から7-2整理番号15番について説明いたします。</p> <p>整理番号1番。貸付人及び借受人については、記載のとおりです。利用権を設定する土地、大石脇町 字二本松、現況地目「田」、面積4,140㎡。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号2番から整理番号15番までについてはご一読をお願ひします。合計、再設定15件 43筆 面積 78,190㎡となります。</p> <p>なお、今回の配分計画につきましては、さきほど集積計画においてご審議いただいた平成28年度から5年間の中間管理事業による契約の期間満了を迎える予定の農地であり、双方の契約者、契約内容について前契約と変更が無かったことから再設定として議案計上させていただいております。</p> <p>整理番号1番から14番までの説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願ひします。</p> <p>(質疑なし)</p>
	<p>質疑がありませんので、質疑を集結し採決に入ります。</p> <p>議案第39号中、16番を除いた分について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第39号中、16番を除いた分について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、同議案中16番を議題とします。この案件につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」規定に基づき、農業委員「小川隆友」委員の退席を求めます。</p> <p>(小川委員退席)</p> <p>それでは、同議案中16番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書7-3ページ、整理番号16番について説明いたします。</p> <p>設定する利用権の種類については、農地中間管理事業にかかる使用貸借権になります。</p>
<p>事務局</p>	<p>利用権を設定する土地、田平町以善免 字中ノ原、現況地目</p>

	<p>「畑」、面積 503 m² 外 1 筆 面積合計 3,078 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。 小計、再設定 1 件 2 筆 面積 3,581 m²となります。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
	<p>質疑がありませんので、質疑を集結し採決に入ります。 同議案中、16 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、同議案中、16 番について、原案のとおり決定いたします。 それでは、「4 番 小川 隆友」委員の入場を求めます。 (小川委員入場)</p>
	<p>《報告第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可について》 次に「報告第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可」について事務局の報告説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 8-1 ページをお願いします。 本案件は、8 月の総会で審議いただきました、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明の件について、証明願者の一人が競落し、当該者より農地法第 3 条許可申請が提出され、許可指令書を交付したことから、農業委員会へ報告するものになります。 譲受人は記載のとおり、申請農地は鮎川町字北の後、地目は田で 2,717 m²、自作で、出願人の現在の耕作面積 8,416 m²であり、下限面積 50 アールを超えており問題はありません、事由については経営規模拡大のため、公売落札による所有権移転となります。 以上、報告いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし) それでは、質疑を集結し報告 18 号を終わります。 《報告第 19 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について》 次に、「報告第 19 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による転用届」について、事務局の報告説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案書 9 - 1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>届出人については、記載のとおり、届出農地ですが、山中町字入口、地目は畑で、1,630 m²のうち 4 m²、用途としては、無線基地局、農地種別は第 2 種、事由としては、携帯電話基地局建設のため。契約については賃貸借権の設定を行いません。</p> <p>この案件は、農地転用不要案件になります、9 ページに農地法施行規則第 53 条の一部を掲載していますが、認定電気通信事業者が、有線電気通信のため線路、空中線系や中継施設を建設する場合、農地転用許可は不要のため許可不要案件として届出を提出して頂いた案件になります。</p> <p>(スライドによる説明)</p> <p>以上、報告します。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を集結し報告第 19 号を終わります。</p> <p>《報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について》</p> <p>次に、「報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明は 10 ページになります。10 - 1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 貸人、借人は記載の通りです。</p> <p>貸借農地、田平町福崎免字左賀里、現況地目「畑」面積 718 m²</p> <p>契約内容は備考欄の通りです。</p> <p>なお解約理由は借り人の変更によるものです。</p> <p>報告第 20 号の説明は以上です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第 20 号を終わります。</p> <p>《報告第 21 号 使用貸借解約通知書について》</p> <p>次に、「報告第 21 号 使用貸借解約通知書」について、事務局の報</p>

<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>告説明を求めます。</p> <p>議案の説明は 11 ページになります。11-1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 貸人、借人は記載の通りです。貸借農地、田平町福崎免字小山、現況地目「畑」面積 2,234 m²。契約内容は備考欄の通りです。なお解約理由は借り人の変更によるものです。</p> <p>整理番号 2 番及び 3 番につきましてはご一読をお願いします。</p> <p>なお解約理由は、2 番及び 3 番につきましても借り人の変更によるものです。</p> <p>報告第 21 号の説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局からの報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第 21 号を終わります。</p> <p>■日程第 6 閉会</p> <p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし。」</p>
<p>委員一同</p> <p>会長</p>	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、平戸市農業委員会第 7 回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。</p> <p>閉会時刻：10 時 30 分</p> <p>議長 _____ 印</p> <p>議事録署名人</p> <p>16 番委員 _____ 印</p> <p>17 番委員 _____ 印</p>

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏 名
平戸北部	19	丸 田 保
	2	岡 村 勝 彦
	17	福 田 延 之
	3	阿 部 榮
	10	梶 屋 可 恵
平戸中部	5	本 山 勝 茂
	18	永 田 守
	9	前 川 一 夫
平戸南部	16	大 山 光 敏
	11	青 崎 日 出 男
	13	山 下 忠 平
生月地区	7	谷 本 雅 嗣
	8	川 村 政 幸
	1	蜜 山 隆 満
田平地区	6	松 本 一 郎
	4	小 川 隆 友
	12	大 山 荒 助
大島地区	15	藤 沢 和 正
	14	松 山 浩 幸